

*N*_{on}-*P*_{rofit} *O*_{rganization}

特定非営利活動法人 設立手続の手引

令和 7 年 6 月

群馬県

この手引の目的

この「特定非営利活動法人設立手引の手引」は、これから特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を目指す県民の方を対象に、設立手続を中心に関係する法律・条例・規則等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

設立申請等に関する相談

この手引の他、設立に関する次のような相談等を行っていますので、ぜひご利用ください。

○ 窓口での相談

下記において受け付けています。あらかじめ日時等をご連絡の上お越しください。

NPO・ボランティアサロンぐんま（電話 027-243-5118）

群馬県県民活動支援・広聴課（電話 027-226-2291）

○ 群馬県ホームページ

本書に掲載されている申請書等の様式を入手（ダウンロード）することができます。

URL <https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/>

○ 本文中の「群馬県」について

以下の市町村のみに所在地を置く場合は、NPO法人設立認証事務の権限が県から市町村へ移譲されているため、本文中の「群馬県」は所在地を置く「市町村」に置き換えてお読みください。

権限移譲済み市町村（令和 7 年 5 月末現在）
館林市、藤岡市、明和町、玉村町

この手引では、次の略称を使用しています。

法……特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

条例……群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年群馬県条例第 38 号）

規則……群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 10 年群馬県規則第 78 号）

住民票…住民基本台帳法に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）長から交付された住民票
の写し（市町村長が交付した書面であり、そのコピーではありません。）

はじめに ～特定非営利活動促進法について～

特定非営利活動促進法（NPO法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

NPO法の制定は、阪神・淡路大震災（平成7年）の際、ボランティア活動をはじめとする市民活動がその復興に重要な役割を果たしたことが大きな契機となりましたが、その後、NPO法人は、少子・高齢化の進行など社会経済環境が大きく変わる中で、多様化する社会のニーズを充足する存在として、着実に社会に定着しています。

この「特定非営利活動法人設立手続の手引」は、これからNPO法人の設立を目指す方向けに、設立の手続等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

本書がNPO法人設立にあたってのマニュアルとして手軽に活用され、今後の市民活動の活性化に役立つことを願っています。

目 次

第1章 特定非営利活動法人とは何か

1 特定非営利活動法人とは	...	7
2 特定非営利活動法人になると何が変わるのか	...	8
3 特定非営利活動法人の要件	...	9
4 特定非営利活動法人の総会等に関する事	...	12

第2章 特定非営利活動法人の設立手続

1 設立認証手続の流れ	...	14
2 申請に必要な書類	...	16
3 法人の設立登記	...	20
4 設立登記後の手続	...	21

第3章 設立申請書類記載例

設立認証申請書	...	23
定款の作成について	...	24
役員名簿	...	59
就任承諾書及び誓約書	...	60
社員のうち10人以上の者の名簿	...	61
確認書	...	62
設立趣旨書	...	63
設立総会議事録	...	64
事業計画書	...	66
活動予算書	...	67

資料編

特定非営利活動促進法

群馬県特定非営利活動促進法施行条例

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

組合等登記令

規則別記様式(一部)